### 秋田県公営企業障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

秋田県産業労働部公営企業課では、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年 法律第123号。以下「法」という。)に基づき、秋田県公営企業障害者活躍推進計画(計画 期間:令和2年4月1日~令和5年3月31日)を策定し、障害者の活躍推進に取り組んでき ました。

また、令和5年4月には、これまでの取組を踏まえながら、第2期障害者活躍推進計画 (計画期間:令和5年4月1日~令和10年3月31日)を策定し、引き続き計画に基づく取組 を進めております。

つきましては、取組の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、同法第7条の3第6項に基づき公表します。

#### 1 令和6年度の取組状況について

- (1) 障害のある職員の活躍を推進する体制整備
  - ・障害者雇用推進者(秋田県産業労働部長)をリーダーとし、組織内の人的サポート体制の整備として、公営企業課企業総務チームの職員を支援担当者とした。
  - ・公営企業の活動として、障害を有する職員が希望する範囲内で自らの情報を共有し、理解を得られやすい職場環境とするための「情報共有シート」を作成した。
  - ・障害についての理解促進に向け、障害者とともに働く職員を中心に、関連資料を周知した。
- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・選出
  - ・所属長に対し、障害を有する職員で希望する者との面談を設定するよう通知し、理解及び配慮の推進を図った。
- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
  - ・無理なくかつ安定的に働くことができるよう、障害の特性等に応じて出入口に近い場所への机や駐車場を配置したほか、通院や体調不良時の年次休暇取得など、職場環境の整備や働き方について配慮をした。
  - ・障害を有する職員を対象としたアンケート調査を実施し、配慮の要望が寄せられた 事項について、適切に対応するよう通知した。

## 2 目標達成状況

# (1) 採用に関する目標

目標	目標値	実績値
当該年6月1日時点の法定雇用	法定雇用率	実雇用率
率以上	2. 8%	4. 20%

## (2) 定着に関する目標

目標	実績
不本意な離職を生じさせない	令和6年度に新規採用した職員の定着状況は、
	年度末において自己の都合により退職となった
	が、その後任として採用した職員においては、令
	和7年6月1日時点で100%となっており、不本
	意な離職は生じていない。

### (3) 満足度に関する目標

目標	実績
現在働いていることへの満足度	100%の職員から回答があり、全体評価の「満
	足」と「やや満足」の回答割合は100%であっ
	た。